

信頼される学校づくりの推進

開かれた学校づくり

【現状と課題】

教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表による開かれた学校づくりの推進が求められています。

平成19年10月の学校教育法施行規則の改正により、自己評価の実施と公表の義務化、学校関係者評価の実施と公表の努力義務化、評価結果の設置者への報告義務化が規定されました。

平成19年度の自己評価の実施率は、小・中・高等学校とも100%であり、公表は、小学校75.3%、中学校66.6%、高等学校は60.8%となっています。

【これからの施策の方向性】

各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のP D C Aサイクルの充実・改善に努めます。

各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。

【主な取組】

教職員による学校の自己評価をすべての学校において実施するとともに、保護者等による学校関係者評価が、すべての学校において実施されるよう、取組を推進します。また、各学校が、評価結果の公表など積極的な情報公開やその結果に基づく各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。

P D C Aサイクルに基づく学校運営改善の充実を図るため、効果的な自己評価の在り方や学校関係者評価の進め方等についての手引きを作成します。

県内各地に学校評価実践研究の指定校を設置し、地域の特色を生かした学校づくりを進めるとともに、評価シートや学校自己評価報告書等の作成・提出についてモデル的な取組を推進し、その成果を各小中学校へ普及します。

「基礎・基本」定着度調査等の結果に基づき、各学校がアクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的、具体的な改善を行うよう指導します。また、一連のサイクルを公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的取組を推進します。

学校からの評価報告書に基づいた支援や条件整備等の改善が適切になされるよう、設置者である市町村教育委員会の積極的な取組を促します。